附　則

（施行期日）

1　この政令は、国立健康危機管理研究機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）の令和六年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定による同法第二条第四項に規定する環境報告書の作成及び公表については、センターの事業活動を国立健康危機管理研究機構の事業活動とみなして、国立健康危機管理研究機構が行うものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

省令

○財務省令第一号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第九条、第十三条及び第十五条の規定に基づき、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十九日

財務大臣　加藤　勝信

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和五十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「各省各庁の長」、「契約担当官等」、「一般競争」、「物品等」、「特定役務」、「特定調達契約」、「一般競争公告」又は「指名競争公示」とは、それぞれ特例政令第二条、第四条第一項、第五条第一項第一号又は第七条第二項に規定する各省各庁の長、契約担当官等、一般競争、物品等、特定役務、特定調達契約、一般競争公告又は指名競争公示をいう。	（定義） **第二条**　この省令において「各省各庁の長」、「契約担当官等」、「一般競争」、「物品等」、「特定役務」又は「特定調達契約」とは、それぞれ特例政令第二条又は第四条第一項に規定する各省各庁の長、契約担当官等、一般競争、物品等、特定役務又は特定調達契約をいう。
（一般競争公告又は指名競争公示をする事項） **第四条**　契約担当官等は、一般競争公告又は指名競争公示において、契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。 一～三　［略］ （一般競争又は指名競争に参加しようとする者への通知） **第五条**　［略］ （入札説明書の記載事項） **第六条**　特例政令第九条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特例政令第六条（特例政令第七条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により一般競争公告又は指名競争公示をするものとされている事項（特例政令第六条第五号に掲げる事項を除く。） 二～七　［略］ **第七条の二**　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十三条の規定による公示において、次に掲げる事項を掲載するものとする。 一～六　［略］ 七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、一般競争公告又は指名競争公示を行つた日 八～九　［略］	（一般競争又は指名競争について公告又は公示をする事項） **第四条**　契約担当官等は、特例政令第五条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告又は特例政令第七条第一項の規定による公示において、契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。 一～三　［同上］ （公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者への通知） **第五条**　［同上］ （入札説明書の記載事項） **第六条**　特例政令第九条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特例政令第六条又は第七条第二項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第六条第三号に掲げる事項を除く。） 二～七　［同上］ **第七条の二**　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十三条の規定による公示において、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　［同上］ 七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、特例政令第五条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告又は特例政令第七条第一項の規定による公示を行つた日 八～九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。